

先進医療給付金・先進医療見舞金の支払対象外となる先進医療

2021年12月1日現在

先進医療技術名
なし

「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」については、2020年4月、先進医療技術より削除されました。
2020年4月以降に同療養を受けられましても、既にご加入いただいている弊社商品「無配当先進医療特約(返戻金なし型)」「無配当引受基準緩和型先進医療特約(返戻金なし型)」のお支払対象にはなりませんので、予めご了承ください。

◇先進医療給付金・先進医療見舞金の支払対象外となる先進医療とは、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療をいいます。なお、公的医療保険制度の給付対象となった技術および先進医療としての承認を取り消された技術等は先進医療の技術ではありません。

◇厚生労働大臣が定める施設基準は、随時見直されますので、詳細は[厚生労働省のホームページ](#)でご確認ください。

◇当資料は「無配当先進医療特約(返戻金なし型)」「無配当引受基準緩和型先進医療特約(返戻金なし型)」の一部を説明したものです。詳しくは「商品パンフレット」「ご提案書(契約概要)」「ご契約のしおり-一定款・約款」をご覧ください。

ご契約の際には、『ご契約のしおり-一定款・約款』『重要事項説明書(注意喚起情報)』『お申込内容控』および『ご提案書(契約概要)』を必ずご覧ください。

 **朝日生命保険相互会社** 取扱店・担当者

お客様サービスセンター ☎ 0120-714-532
ホームページアドレス / <https://www.asahi-life.co.jp>

朝日 A-2021-474